

## 第 4 次山武市総合計画基本構想の策定に係る第 3 次山武市総合計画からの主な変更点

### 1. 基本構想の期間

山武市総合計画条例では、基本構想は「市が目指すべきまちづくりの方向性を示すもの」とされており、市の歴史や自然などの地域的特性、土地利用構想など、普遍的な要素が示される内容となっている。

これらの要素は短期間で大きく変わるものではなく、中長期的な視点でまちづくりの方向性を示すものであることから、**計画期間を基本計画（4 年間）× 2 回分の 8 年間とした。**

### 2. 市民憲章の追記

令和 8 年 3 月の市制施行 20 周年を機に、市民共通の目標のもと、さらなるふるさとへの愛着心、一体感の醸成を図り、住みよいまちづくりを進めることを目的に、市民憲章を制定予定であるため、第 4 次山武市総合計画から基本構想へ追記する。

### 3. 将来都市像の追記

市内外の両方に向けた、まちづくりの象徴（いわゆるキャッチコピー）となる将来都市像を定め、追記する。

### 4. まちづくり指標の追加

第 4 次山武市総合計画策定方針中、基本的な考え方・コンセプトとして新たに、「人口減少に対応した総合計画」を追加した。

この項目では、人口や税収の減少に対応した歳出構造への転換と暮らしやすいまちづくりの両立をめざすために、「スマートシュリンク（賢く縮む）」や「縮充」の考え方を取り入れるとし、併せて、**歳出構造の転換について、基本構想中のまちづくり指標として、行財政改革に関する指標を追加する**としている。

**そのため、「財政調整基金高」を新たな指標案とした。**

### 5. 想定人口の修正

令和 7 年 3 月、第 3 期山武市地方創生総合戦略を策定し、令和 2 年国勢調査及び、国立社会保障・人口問題研究所の推計データを基に、新たな人口推計を作成したため、データの修正を行った。